

にいがた園（介護予防）短期入所療養介護 利用料金表

2022/10/1

基本料金（※1）：要介護認定の結果による		
	多床室 (2人・4人部屋)	個室 (1人部屋)
要支援1	610	577
要支援2	768	721
要介護1	827	752
要介護2	876	799
要介護3	939	861
要介護4	991	914
要介護5	1,045	966

滞在費（※2）		
	多床室 (2人・4人部屋)	個室 (1人部屋)
第4段階	377	1,668
第3段階②	370	1,310
第3段階①	370	1,310
第2段階	370	490
第1段階	0	490

食費（※2）	
第4段階（朝:600 昼:600 夕:600）	1,800
第3段階②	1,300
第3段階①	1,000
第2段階	600
第1段階	300

加算料金（※1）		
送迎（片道につき）	184	送迎を行った場合
個別リハビリテーション実施加算	240	個別リハビリを行った場合
認知症ケア加算	76	認知症専門棟で日常生活自立度Ⅲ以上の高齢者に対しサービスを行った場合
認知症行動心理症状緊急対応加算	200	認知症の行動や心理症状から緊急に利用する場合（連続7日以内）
緊急短期入所受入対応加算	90	利用者の状態や家族等の事情で緊急に利用する場合（連続7日以内）
重度療養管理加算	120	要介護4、5であって、医学的管理のもと短期入所を行った場合
緊急時施設療養費	518	連続3日以内
総合医学管理加算	275	利用中7日以内
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	34	在宅復帰・在宅療養支援機能を強化する体制が整備されている場合
療養食加算	8	療養食を提供した場合（1日3回限度）
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	介護福祉士の占める割合が80%以上又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上である場合
夜勤職員配置加算	24	夜勤を行う介護・看護職員を6名以上配置
介護職員処遇改善加算Ⅰ	「基本料金」及び「加算料金」で算定された3.9%	
介護職員等特定処遇改善加算	「基本料金」及び「加算料金」で算定された2.1%	
介護職員等ベースアップ等支援加算	「基本料金」及び「加算料金」で算定された0.8%	

その他の料金		
日用品費（課税）	110	おしぼり、トイレトペーパーなど
教養娯楽費（課税）	110	レクリエーション材料、新聞、雑誌など
電気使用料（課税）	55	電気毛布、テレビなど 1点ごと
理容代	1,900	1回 希望者（顔そりのみは950円）
美容代	2,000	1回 カット 希望者
	4,000	1回 髪染め 希望者 カット+カラーの方は5,000円
行事費	実費	
洗濯料金（課税）	165	1点 希望者

（※1）介護保険の給付対象単位に10,14円（新潟市の地域区分7級地）を乗じた額の1割～3割を負担して頂きます。利用時に『介護保険負担割合証』をご提示下さい。

高額介護サービス費は世帯の年収などの状況から市町村が決定します。

（※2）滞在費と食費の利用者負担は、世帯の年収などの状況から〔第1・2・3・4段階〕に分けられます。どの段階に該当するかは市町村が決定します。

〔第1・2・3段階〕に該当する方には『介護保険負担限度額認定証』が交付されますので、利用時にご提示下さい。

※ 居宅介護サービスの利用状況や要介護度により1月あたりの保険適用の限度額が決まっています。限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額利用者の自己負担になります。担当ケアマネジャー様にご確認ください。要支援1、2の方については介護予防短期入所療養介護のご利用となります。